



ほたるっ子

嬉野市立大草野小学校
文責 渡邊 豊彦

令和6年4月25日号(No.2)

(スローガン)

(学校教育目標) 笑顔いっぱい 生き生きと学びあう 蛸っ子の育成



早いもので、始業式から一月が過ぎようとしています。子どもたちも新しい学年や担任にも慣れてきたようで、校内には元気な声が響き渡り、活気づいてきています。

今週末よりゴールデンウィークですが、期間中は学校では味わえないような体験をたくさんし、また一回り成長してくれることを願っています。くれぐれもけがや事故等がないようお過ごしください。もし休日や夜間に事故等が発生した場合は速やかに下記までご連絡ください。
(塩田庁舎 66-3111 嬉野庁舎 43-1111)

◎入学式から3週間

祝入学おめでとう



入学式(4月10日) 交通安全教室(4月13日) 給食開始(4月15日)

ど、担任や支援員等の指導の下がんばっており、かなり上手になってきています。

◎班登校について

本校でも、安全・防犯面の強化及び近隣や異学年どうしの交流促進の面から班登校を実施しています。しかし一方では、なかなか時間通りに集まらない、高学年が低学年を走らせる、低学年が言うことを聞かない、欠席や遅刻や車で送るなどの連絡がないためずっと待っていた等の問題が起きることもあります。そこで、決められた集合時刻になったら原則として出発する、遅刻や欠席する場合は必ず班長や副班長に連絡するなど、ご家庭でのご理解ご協力をよろしくお願いします。



◎「いじめ防止授業」の実施について

本校では昨年度より年度初めに全学年で「いじめ防止授業」を実施しています。授業のおおまかな流れは、①「いじめ」って何？②どんなことがいじめになるの？③いじめられた人の気持ちは？④いじめを受けたらどうする？⑤いじめを目撃したらどうする？⑥いじめを禁止している法律があります！⑦いじめは犯罪なんです！⑧いじめをなくすためにはどうすればいいのでしょうか、グループで話し合ってみましょう！です。

いじめ防止対策推進法第二条には「この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」とされています。つまり、子どもたちが「いじり」や「ふざけ」と捉えているような行為であっても、対象の子どもが苦痛を感じ、「嫌だ」「つらい」「やめてほしい」と感じていたら、その行為は「いじめ」となることをこの法律は定めています。子ども同士の遊びの延長に見えても、相手が苦痛を感じ「やめてほしい」と思うことを繰り返せば、いじめなのです。子どもたちの日常の会話ややりとりの中で、ついカッとなって暴言を吐いたり手が出たりというのはよくあることですが、双方の話や言い分をしっかりと聞き、毅然とした指導を行っていきます。最近は SNS 上やオンラインゲーム上での仲間外しや誹謗中傷等が大きな社会問題にもなっています。どうぞ家庭においても話題にいただき、学校と家庭が連携していじめの未然防止に取り組んでいきたいと思ひます。ご協力をよろしくお願いします。



◎「防犯ブザー」の携行について(お願い)

昨年度末の学校評価アンケートの結果でお知らせをしましたが、「登下校や遊びに行く時に防犯ブザーを携帯している」という質問に対して肯定的な回答があったのが、児童は65%、保護者は47%と全項目の中では最も低い結果となっていました。



保護者様

防犯ブザー点検結果のお知らせ

() 年 () 組 名前 () さん

____月____日に防犯ブザー点検をしたところ、以下のような不備がありましたので、お知らせします。お子様の安全確保のため、早急に対応をお願いします。

- () 防犯ブザーを持っていません。
- () 音が小さい。または、鳴りません。
- () 鳴らしにくい位置についています。

そこで本校では安全と自己防衛の意識を高めるために、学校で定期的に所持の有無と動作確認をし、不備がある場合は左記のようなプリントを持ち帰らせてます。保護者の皆様方にはお手数をおかけしますが、お子さんが点検結果を持ち帰って来た際には、対応をよろしくお願い致します。

◎大草野小学び続ける子6か条について(お知らせ)

大草野小 学び続ける子 6か条

第1条 学習用具をそろえる。

第2条 姿勢を正して、話す人の方を見て話を聞く。

第3条 大きな声で返事や発表をする。

第4条 「か・つ・お」をして休み時間をする。

第5条 進んで家庭学習をする。

第6条 毎日読書をする。



学習習慣の基礎基本となるこの6か条を教室に掲示し、児童の意識づけを図るとともに全校で共通した指導を行っています。

第1条「学習用具をそろえる」については、忘れ物に気を付けさせることはもちろん、学習に不要なものは持ってこないようにと指導しています。

第4条「か・つ・お」とは、か…前の学習に使用した道具等をきちんとかたづける、つ…つぎの時間の学習の準備をする、お…おトイレをすませてから、という意味です。

第6条「毎日読書をする」については、本は頭と心の栄養と言われるため、積極的な読書を推奨しています。年間の借り出し冊数は低学年 130 冊以上、高学年 100 冊以上とし、学年に応じた本を選んで読書をするよう指導していきます。

◎5月の行事予定



2日(木)…1年生を迎える会・春遠足(西部公園)※要弁当・水筒
10日(金)…児童集会
13日(月)…代表委員会
14日(火)…眼科検診(全学年)
15日(水)…知能検査(2, 4, 6年)
17日(金)…内科検診(全学年)



21日(火)…尿検査(一次)

22日(水)…6年生修学旅行(1日目)・1～4年生校外学習※要弁当・水筒

23日(木)…6年生修学旅行(2日目)

27日(月)…歯科検診(1・2・3年生)

28日(火)…全校いもさし・歯科検診(4・5・6年生)

29日(水)…スポーツテスト(全学年)

31日(金)…全校朝会

※変更が生ずる場合もあります。予めご了承ください。

※5月は専門医による検診が目白押しです。
できるだけ欠席をせず、学校で受診できる
よう体調を整えておいてください。

◎明日26日(金)は、授業参観・PTA総会・学級懇談会です

メールでもお知らせしましたが、本年度も家庭訪問を実施しないため、学級担任との初顔合わせとなるとともに、担任との情報交換や意思の疎通を図る機会となります。万障繰り合わせの上、必ずご出席いただきますようよろしくお願い致します。なお、お子さんに関する相談等は常時受け付けておりますので、何かありましたらいつでもご相談ください。